

令和 2 年 11 月以降の発熱者等診療・検査医療機関の指定等について

令和 2 年 11 月以降の発熱者等電話相談医療機関、発熱者等夜間等相談医療機関、発熱者等診療・検査医療機関の指定、変更、解除の取扱について、以下のとおりとする。

1 指定について

- (1) 新規の指定を希望する医療機関等は、様式 1, 2, 4, 5 のうち該当するものを、開始する日の 1 週間前までに管轄の保健所へ提出する。
- (2) 保健所は内容確認後、該当する様式を速やかに指揮室に提出する。
- (3) 指揮室は内容確認後、発熱者等電話相談医療機関指定要綱、発熱者等夜間等電話相談医療機関指定要綱、発熱者等診療・検査医療機関指定要綱に定める指定書を、開始する日までに保健所に送付する。(保健所は当該医療機関に送付)
また、あわせて様式 1, 2, 4, 5 のうち、全道分の新規指定内容を反映したものを保健所に送付する。(保健所は当該医療機関等を含む関係機関に送付)

2 指定の変更について

- (1) 指定内容の変更を希望する医療機関等は、開設者、医療機関等の名称、変更内容、変更する日を記した書面(任意の様式)により、変更する日の 1 週間前までに管轄の保健所へ提出する。
- (2) 保健所は内容確認後、様式 1, 2, 4, 5 (以下同じ)のうち、変更内容を反映したものを、速やかに電子メールにより新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室(以下「指揮室」という)あて提出する。
- (3) 指揮室は内容確認後、「発熱者等診療・検査医療機関等の変更通知書」を、変更する日までに保健所に送付する。(保健所は当該医療機関に送付)
また、あわせて様式 1, 2, 4, 5 のうち、全道分の変更内容を反映したものを、保健所に送付する。(保健所は当該医療機関等を含む関係機関に送付)

3 指定解除について

- (1) 指定の解除を希望する医療機関等は、開設者、医療機関等の名称、解除の意思、解除の理由及び解除を希望する日を記した書面(任意の様式)を、解除を希望する日の 1 週間前までに管轄の保健所へ提出する。
- (2) 保健所は内容確認後、速やかに当該医療機関等からの書面を指揮室あて提出する。
- (3) 指揮室は内容確認後、「発熱者等診療・検査医療機関等の解除通知書」を、解除を希望する日までに保健所に送付する。(保健所は当該医療機関に送付)
また、あわせて様式 1, 2, 4, 5 のうち、全道分の解除内容を反映したものを保健所に送付する。(保健所は関係機関に送付)
- (4) このほか、指揮室は新型コロナウイルス感染症等の感染状況などを踏まえ、指定を解除することがある。

地保第 号
令和 年（ 年） 月 日

関係発熱者等診療・検査医療機関等の長 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

発熱者等診療・検査医療機関等の変更通知書

発熱者等診療・検査医療機関等の指定について、申し出により次のとおり変更します。
記

1 指定の種類

2 医療機関等の名称

3 変更日

年 月 日

4 変更内容

（変更前）

（変更後）

地保第 号
令和 年（ 年） 月 日

関係発熱者等・診療検査医療機関等の長 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

発熱者等診療・検査医療機関等の解除通知書

発熱者等診療・検査医療機関等の指定について、申し出により解除します。

記

1 指定の種類

2 開設者

3 医療機関等の名称

4 解除日

年 月 日